

税関検査場電子申告ゲートの主要空港の導入に関する Q&A

1. 導入目的・効果

問 1 税関検査場電子申告ゲートの導入目的を教えてください。

(答) 観光立国実現に向けた政府の取り組みの一環として、財務省税関では、訪日外国人旅客をはじめとする入国旅客の円滑かつ厳格な旅具通関を実現するため、税関職員による申告内容の確認や質問・検査が必要ない旅客に対する税関手続きを電子化・迅速化することを目的として税関検査場電子申告ゲートを導入しています。

問 2 税関検査場電子申告ゲートはどのような効果を見込んでいるのでしょうか。

(答) 税関検査場電子申告ゲートを利用すれば、税関職員による申告内容の確認や質問・検査の必要な旅客は立ち止まらずにゲートを通過できるので、税関手続きの所要時間の短縮や税関検査場での検査待ち時間の短縮に繋がると考えています。また、税関検査場電子申告ゲートを利用する旅客が増えることで、一般の検査台に並ぶ旅客が減ることから、全体としての税関検査場での検査待ち時間の短縮や混雑解消にも繋がるものと考えています。

更に、電子申告ゲートを利用すれば、これまで入国の度に提出が必要であった書面の携帯品・別送品申告書（以下「携帯品申告書」という。）は必要ありません。一度、Visit Japan Web に登録した氏名、旅券番号、職業などの基本的な情報は、次の入国時に引用できるため、携帯品申告書の作成が、以前に比べて簡単になるので、旅客の利便性が向上するものと考えています。

2. 利用方法

問 3 税関検査場電子申告ゲートによる旅客の手続きの流れを教えてください。

(答) 旅客が税関検査場電子申告ゲートを利用する場合の旅客の手続きの流れは、次のとおりです。

- ① 旅客1人ひとりがスマートフォンやタブレットでVisit Japan Webにログインし、申告情報を入力し二次元コードを作成します。
- ② 旅客は、機内預託荷物をターンテーブルでピックアップするまでの時間等を活用して、税関検査場に設置された電子申告端末において二次元コードでの申告情報の提出及びIC旅券情報の読み取りを行います。
- ③ 電子申告端末の顔認証カメラで撮影した顔写真と旅券の顔画像を突合し、申告者の本人確認を行います。
- ④ 電子申告端末の案内に従い、徴税及び別送品等の申告がない旅客等は電子申告ゲートに進みます。また、その他の旅客は電子申告有人検査台に進み、税関職員による必要な手続きを受けます。

⑤ 電子申告ゲート内で、再度、顔認証カメラで旅客の顔写真を撮影し、顔認証による本人の同一性の確認を行います。税関職員による確認、質問・検査が必要ないと判断された旅客はスムーズに通過することができます。

問 4 税関検査場電子申告ゲートを利用できる空港を教えてください。

(答) 成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港において利用できます。

問 5 税関検査場電子申告ゲートを利用できない空港で電子申告を行うことができますか。

(答) 税関検査場電子申告ゲートを設置していない空港においても、税関検査台に設置した二次元コード読取端末により、電子申告を行うことは可能です。詳しくは、ご利用する空港の税関職員までお尋ねください。

問 6 税関検査場電子申告ゲートの利用には国籍の制限がありますか。

(答) 税関検査場電子申告ゲートは、国際民間航空機関（I C A O）の規格に準拠する I C 旅券を所持している全ての国籍の方が利用できます。

問 7 同伴する家族全員分の税関手続きを、代表者が一括して行えますか。

(答) 税関検査場電子申告ゲートを利用する場合、機器の仕様上、同伴家族の携帯品申告書を代表者が一括して行うことはできません。税関検査場電子申告ゲートを利用する旅客は、家族であっても一人ひとりが、二次元コードの作成、電子申告端末での手続き及び電子申告ゲートの通過を行っていただく必要があります。

なお、身長 1 0 0 cm 未満のお子様をお連れの家族の方に限り、同伴家族の欄にお子様の人数を記入して一括で携帯品申告書を電子申告端末で提出すれば、お子様の手を引くなどして電子申告ゲートと一緒に通過できる場合があります。詳しくは、利用する空港の税関にお問い合わせください。

問 8 電子申告ゲートで利用できる言語を教えてください。

(答) Visit Japan Web は、日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・ベトナム語の 6 言語から選択することが可能です。電子申告端末での表示は、日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の 5 言語から選択することが可能となっており、Visit Japan Web 及び電子申告端末での入力は、日本語又は英数字に対応しています。

問 9 スマートフォンやタブレットを持っていません。税関検査場電子申告ゲートを利用できますか。

(答) ご自身でスマートフォンやタブレットをお持ちでなくとも、例えば、ご家族などがお持ちの1台のスマートフォンやタブレットのVisit Japan Webで複数の二次元コードを作成し、これを使って旅客1人ひとりが電子申告端末で手続きをすることで、電子申告ゲートを利用することができます。

問 10 スマートフォンやタブレットがインターネットに接続していません。税関検査場電子申告ゲートを利用できますか。

(答) Visit Japan Webでは、ログインや利用者の登録、入国・帰国の予定の登録にはインターネットへの接続が必須となります。申告情報の入力及び二次元コードの作成はオフラインでも利用可能です。ただし、オフラインで利用するためには、事前にログインし、ログイン状態を維持する必要があります。

3. 顔認証

問 11 マスク、メガネ、サングラスなどとした状態でも顔認証できるのですか。

(答) メガネであれば、問題なく顔認証できますが、マスクやサングラスなどで顔の一部が隠れてしまうような場合には顔認証ができないことがあります。そのため、電子申告端末や電子申告ゲートを利用される際は、マスクやサングラス、帽子などを外すようにお願いします。

問 12 顔認証で本人確認ができない場合は、どうなるのでしょうか。

(答) 何らかの理由により顔認証による本人確認ができない場合であっても電子的に携帯品申告書を提出することはできます。その場合には、税関職員が本人確認を行うことになります。

問 13 顔認証のために撮影した顔写真は、最終的にどうなるのでしょうか。

(答) 撮影した顔写真は、本人との同一性の確認を行うために使用するものであり、本人確認及び顔認証後は自動的に削除されます。